

港湾の開発、利用及び保全並びに開発保全航路の 開発に関する基本方針の変更について

平成29年6月
国土交通省港湾局

1. 基本方針とは

1) 「港湾の開発、利用及び保全並びに開発保全航路の開発に関する基本方針」（基本方針）とは

港湾法第3条の2第1項の規定により国土交通大臣が定める、港湾の開発、利用及び保全並びに開発保全航路の開発に関する方針

2) 基本方針の役割

①国の港湾行政の指針（港湾法第3条の2第1項）

②個別の港湾計画を定める際の指針（港湾法第3条の3第2項）

③特定貨物輸入拠点港湾における特定利用推進計画の適合基準（港湾法第50条の6第4項）

※港湾法改正（平成29年6月9日公布）により「国際旅客船拠点形成計画の適合基準」が追加される

3) 基本方針に定める事項（港湾法第3条の2第2項）

I. 港湾の開発、利用及び保全の方向に関する事項

II. 港湾の配置、機能及び能力に関する基本的な事項

III. 開発保全航路の配置その他開発に関する基本的な事項

IV. 港湾の開発、利用及び保全並びに開発保全航路の開発に際し配慮すべき環境の保全に関する基本的な事項

V. 経済的、自然的又は社会的な観点からみて密接な関係を有する港湾相互間の連携の確保に関する基本的な事項

VI. 民間の能力を活用した港湾の運営その他の港湾の効率的な運営に関する基本的な事項

※港湾法改正（平成29年6月9日公布）により「官民の連携による港湾の効果的な利用に関する基本的な事項」が追加される

2. 基本方針の変更経緯

昭和48年 港湾法改正 基本方針の策定等を規定
昭和49年 **基本方針告示** (I~III章構成) 初めての基本方針策定

⋮

平成14年 交通政策審議会答申 「経済社会の変化に対応し、国際競争力の強化、産業の再生、循環型社会の構築などを通じてより良い暮らしを実現する港湾政策のあり方」
平成16年 **基本方針告示** (I~V章構成) … コンテナ貨物量等の見通しを平成22年目標から平成27年目標に修正
スーパー中枢港湾、保安対策及び静脈物流等の新規施策を追加

平成17年 交通政策審議会答申 「地震に強い港湾のあり方」、「今後の港湾環境政策の基本的な方向について」、
「安全で経済的な港湾施設の整備・維持管理システムのあり方について」
平成20年度 交通政策審議会答申 「我が国産業の国際競争力強化等を図るための今後の港湾政策のあり方」、
「地球温暖化に起因する気候変動に対する港湾政策のあり方について」
平成20年 **基本方針告示** … 基幹的広域防災拠点の整備、地球温暖化防止対策、港湾の施設の技術上の基準の性能規定化等の新規施策を追加

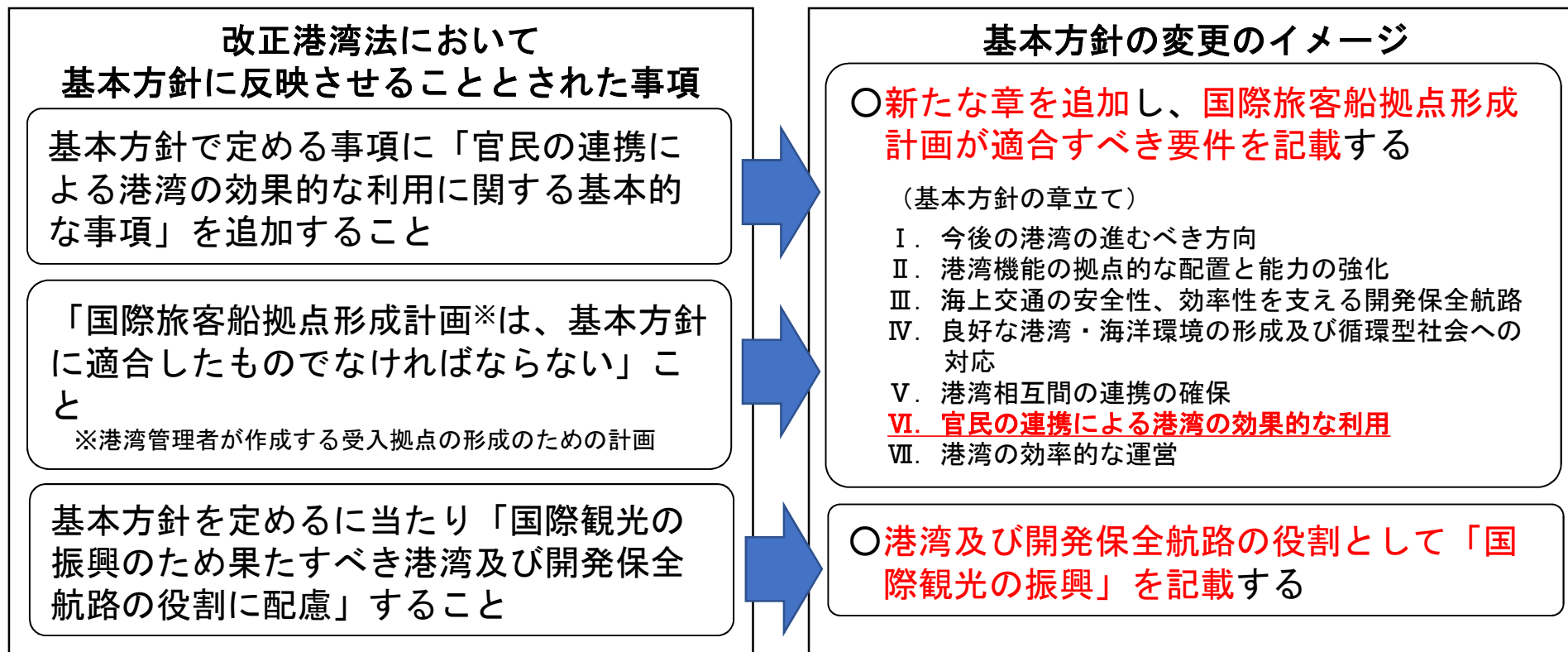
平成23年 港湾法改正 基本方針の規定内容に「港湾の効率的な運営」を追加
平成23年 **基本方針告示** (I~VI章構成) … 国際戦略港湾、港湾運営会社制度、国際バルク戦略港湾、津波防災対策等の新規施策を追加

平成24年 交通政策審議会防災部会答申 「港湾における地震・津波対策のあり方」
平成25年 港湾法改正
平成26年 **基本方針告示** … 開発保全航路(待避機能)、緊急確保航路、港湾施設の適切な維持管理、港湾広域防災協議会
特定貨物輸入拠点港湾、特定利用推進計画に関する記述を追加

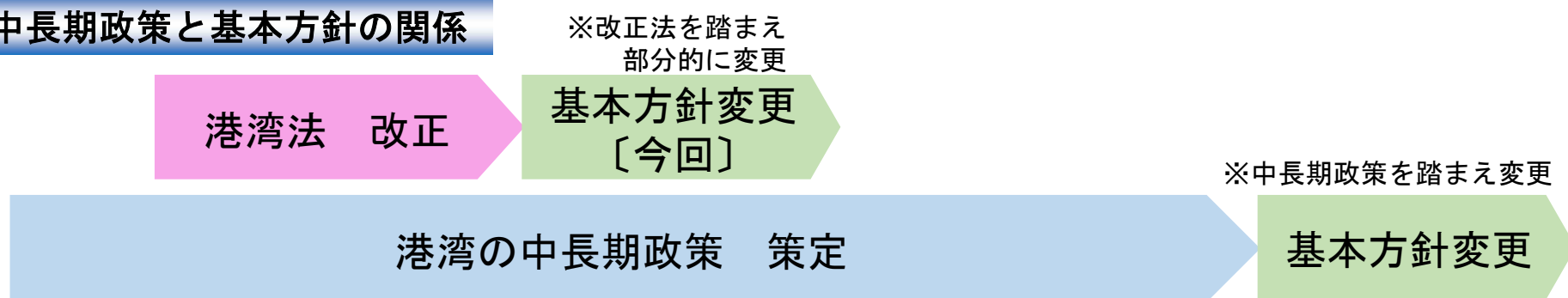
平成26年 港湾法改正
インフラ長寿命化基本計画等 「戦略的な維持管理の推進」
基本方針告示 … 国・港湾管理者・民間の協働体制の構築(国際拠点港湾)、ロジスティクス・ハブ機能の強化
民有護岸等の大規模地震対策、港湾施設の戦略的な維持管理・更新等に関する記述を追加

3. 基本方針の変更の概要

- 今回変更では、「港湾法の一部を改正する法律」（平成29年6月9日公布）（次頁参照）において、基本方針に反映させることとされた事項として規定された内容について変更する。



中長期政策と基本方針の関係



(参考) 港湾法の一部を改正する法律（平成29年6月9日公布）の概要

① 外航クルーズ船の受入拠点の形成の推進

- ・クルーズ旅客の受入環境整備に関する事項を「港湾法の基本方針」等に位置づけ

受入拠点の形成を図る港湾を国が指定

官民の連携により外航クルーズ船の受入拠点の形成を図る港湾を国土交通大臣が指定

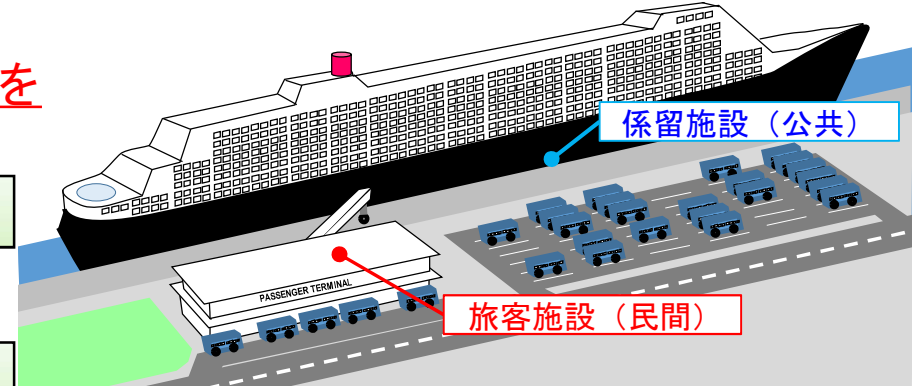
港湾管理者が受入拠点の形成のための計画を作成

官民の連携により外航クルーズ船の受入拠点を形成するための計画を港湾管理者が作成。同計画に基づく工事の許可等の特例

港湾管理者が民間事業者と協定を締結

港湾管理者と施設所有者である民間事業者が、係留施設の優先的な使用、旅客施設の一般公衆への供用等に関する協定を締結

<官民の連携による拠点形成のイメージ>



<係留施設の優先的な使用のイメージ>

係留施設を優先的に使用するA社による予約例

月	火	水	木	金	土	日
	A社		A社		A社	



A社の予約完了後、その他の社が予約

月	火	水	木	金	土	日
B社	A社	C社	A社		A社	

② 非常災害時における国土交通大臣による円滑な港湾施設の管理

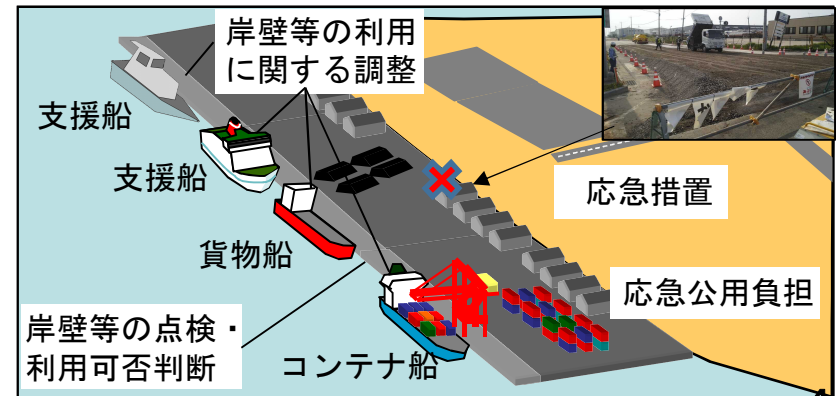
- ・非常災害時において、港湾管理者からの要請があり、地域の実情等を勘案して必要があると認めるときは、国が港湾利用者との調整等の管理業務を実施。

港湾管理者

①要請

国土交通大臣

②管理、③告示



4. 基本方針の構成の変更（案）

（凡例）赤字下線：項目を追加した箇所
赤字：内容を変更した箇所
番号のみ赤字：番号ずれ

前文

I 今後の港湾の進むべき方向

- 1 産業の国際競争力と国民生活を支える物流体系の構築
- 2 国民の安全・安心の確保への貢献
- 3 良好な港湾環境の形成
- 4 活力のある美しい港湾空間の創造と適正な管理
- 5 クルーズ船の受入れの促進【項目追加】
- 6 新たな海洋立国の実現に向けた海洋政策の推進
- 7 ストック型社会に対応した効率的・効果的な事業の実施

II 港湾機能の拠点的な配置と能力の強化

- 1 港湾取扱貨物の見通し
- 2 国際海上コンテナ輸送網の拠点
- 3 バルク貨物等の輸送網の拠点
- 4 複合一貫輸送網の拠点
- 5 地域の自立的発展を支える海上輸送網の拠点
- 6 船舶の安全な避難機能を担う拠点
- 7 大規模地震対策施設

III 海上交通の安全性、効率性を支える開発保全航路

- 1 開発保全航路の開発、保全及び管理の方向
- 2 開発保全航路の配置

IV 良好な港湾・海洋環境の形成及び循環型社会への対応

- 1 自然環境の積極的な保全
- 2 多様化する環境問題への対応
- 3 環境の保全の効果的かつ着実な推進

V 港湾相互間の連携の確保

- 1 港湾相互間の連携に関する観点
- 2 各地域における港湾相互間の連携
- 3 広域的な港湾相互間の連携

VI 官民の連携による港湾の効果的な利用【項目追加】

VII 港湾の効率的な運営

- 1 民間能力の活用による港湾運営の効率化
- 2 港湾の効率的な運営を支える協働体制の構築

5. 基本方針の変更内容（案）（前文）

変更内容

（凡例）赤文字下線：追加した箇所

前文

四方を海に囲まれ、臨海部に人口・資産等が集積する我が国において、港湾は、海上輸送と陸上輸送の結節点として物流や人流を支える交通基盤であるとともに、陸域と水域とが一体となった臨海部の空間であり、国民生活の質の向上や産業活動の発展に大きな役割を果たし、国際観光の振興にも寄与している。

（中略）

また、クルーズ船の受入れの促進を図り、観光立国の実現に寄与するとともに、クルーズ船の寄港を活かした地方創生を図ることが求められている。

（中略）

また、臨海部への国内外からの産業立地や訪日クルーズ旅客をはじめとする観光客の来訪が地域の雇用や所得を創出し、地域の活力を支え、個性ある地域づくりに資することを認識し、海に開かれ市街地に近接しているみなとの特性を活かして、交通、国民生活、産業活動を支える機能が調和して導入され、全体として高度な機能が発揮でき、美しく、使いやすい、安全な港湾空間を形成していく。

（後略）

見直しのポイント

- (1) 改正港湾法において、基本方針を定めるにあたり「交通体系の整備、国土の適正な利用及び均衡ある発展並びに国民の福祉の向上のため果たすべき港湾及び開発保全航路の役割を考慮するとともに、国際観光の振興のため果たすべき港湾及び開発保全航路の役割に配慮」（下線部追加）するとされたことを踏まえ、当該記述を追加する
- (2) 「Ⅵ 官民の連携による港湾の効果的な利用」の項目を追加することを踏まえ、前文において、クルーズ船の受入れに関する記述を追加するとともに、臨海部を訪れる観光客の例示として「訪日クルーズ旅客」を記載する。

5. 基本方針の変更内容（案）（第I章）

変更内容

（凡例）赤文字下線：追加した箇所
青文字見消：削除した箇所

- I 今後の港湾の進むべき方向
- 4 活力のある美しい港湾空間の創造と適正な管理
- ③ 観光や海洋性レクリエーションを核とした交流空間の形成

（前略）

また、観光立国の推進、中国等からの訪日旅行者の増加に向けて、外国クルーズ船の日本寄港を促進するため、ポートセールス活動や旅客の利便性確保などに関係機関と連携して取り組む。

（後略）

5 クルーズ船の受入れの促進

クルーズ需要の増加に対応し、観光立国の実現や地方創生に寄与するため、各港湾の寄港需要に応じたクルーズ船の受入環境を整備する。特に、クルーズ船の寄港回数が多い港湾では、必要に応じてクルーズ船を専用的に受け入れる岸壁や多くのクルーズ旅客の乗降に対応できる旅客施設、十分な面積の駐車場等を整備する。

さらに、ポートセールス活動、港湾や港湾周辺の観光情報の一元的な発信などの取組により、ハード・ソフト一体となった施策を展開する。

また、クルーズ船の受入れに当たっては、地域の観光資源や特色ある産業等を活用し、関係者が連携して寄港地としての魅力の向上に向けて取り組むことにより、地方創生に貢献する。

見直しのポイント

- (1) 「VI 官民の連携による港湾の効果的な利用」に繋がるよう、クルーズ船受入全般に関する内容を「I 5 クルーズ船の受入れの促進」として追加する。

現基本方針の「I 4 ③観光や海洋性レクリエーションを核とした交流空間の形成」において記載されていたクルーズに関する内容を、追加する「I 5 クルーズ船の受入れの促進」にまとめて記載する。

5. 基本方針の変更内容（案）（第Ⅲ章）

変更内容

（凡例）赤文字下線：追加した箇所

Ⅲ 海上交通の安全性、効率性を支える開発保全航路

1 開発保全航路の開発、保全及び管理の方向

船舶の安全かつ円滑な航行を確保するため、自然環境の保全、周辺の水域利用や漁業との調整、船舶の輻輳、航行規制の状況、航路が閉塞した際の国民生活や経済産業活動への影響及び国際観光の振興等に配慮しつつ、必要に応じて、開発保全航路の区域を見直し、新規航路の開削、船舶の待避のために必要な施設の整備、航路標識の設置、既存航路の拡幅や増深、航路法線の改良を行う。

見直しのポイント

- (1) 改正港湾法において、基本方針を定めるにあたり「交通体系の整備、国土の適正な利用及び均衡ある発展並びに国民の福祉の向上のため果たすべき港湾及び開発保全航路の役割を考慮するとともに、国際観光の振興のため果たすべき港湾及び開発保全航路の役割に配慮」（下線部追加）するとされたことを踏まえ、当該記述を追加する。

5. 基本方針の変更内容（案）（第VI章）

変更内容

（凡例）赤文字下線：追加した箇所

VI 官民の連携による港湾の効果的な利用

クルーズ船の受入拠点を形成するため、港湾管理者とクルーズ船社等の連携による港湾の効果的な利用を推進する。

特に、港湾管理者が、当該港湾への寄港を希望し、自ら寄港地の利便性を高めるために旅客施設等を整備する意向をもつクルーズ船社と連携する場合、その意向やニーズを取り込むとともに、その活力を活用しながら、長期安定的な寄港を確保する国際クルーズ船の受入拠点の形成に取り組む。

このような取組を行う港湾を国際旅客船拠点形成港湾として指定する。当該港湾の港湾管理者は、関係者と調整し、国際旅客船拠点形成計画を作成する。さらに、当該港湾管理者は、旅客施設等を整備するクルーズ船社と、係留施設の優先的な利用や当該旅客施設等の一般公衆への供用等に関する官民連携国際旅客船受入促進協定を締結することにより、当該計画に定めた取組を推進する。

なお、国際旅客船拠点形成計画の作成に当たっては、当該港湾の港湾計画等との整合を図るとともに、官民連携の推進と公共的な利用の確保を可能とする管理・運営、魅力ある寄港地観光の造成、地場産業の活用等による地域振興への貢献、観光等の地域の関係者の連携による推進体制の構築に配慮する必要がある。

見直しのポイント

- (1) 改正港湾法において「官民の連携による港湾の効果的な利用に関する基本的な事項」を追加することとされたことを踏まえ、項目を追加する。
- (2) クルーズ船の受入拠点の形成のため官民の連携による港湾の効果的な利用を推進することを、一般的な事項として記載する。〔第1段落〕
- (3) 港湾管理者とクルーズ船社の連携が整った港湾において、長期安定的な寄港を確保する受入拠点の形成に取り組むこと、及びその制度について記載する。〔第2段落、第3段落〕
- (4) 改正港湾法において「国際旅客船拠点形成計画は基本方針に適合しなければならない」とされたことを踏まえ、国際旅客船拠点形成計画が適合すべき要件を記載する。〔第4段落〕

6. 基本方針の変更スケジュール（案）

平成29年	6月2日	改正港湾法成立 交通政策審議会（諮問）	〔港湾法第3条の2第4項〕
	6月8日	港湾分科会（付託）	
	6月9日	改正港湾法公布	
	6月中旬～	港湾分科会（審議） パブリックコメント	
	6月下旬 ～7月上旬	交通政策審議会（答申） 関係行政機関協議 港湾管理者意見照会	〔港湾法第3条の2第4項〕 〔港湾法第3条の2第4項〕 〔港湾法第3条の2第5項〕
	7月上旬	改正港湾法施行 基本方針変更告示	 〔港湾法第3条の2第6項〕